# 重要事項説明書(連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「事業」 という。)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこ と、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例 (平成25年3月6日条例第9号)」第10条の規定に基づき、事業の提供に伴う契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 事業所を開設する事業者(法人)について

事業者名称	株式会社 グッドライフケア東京
代表者氏名	代表取締役 珍田 純子
本社所在地	〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5
(連絡先及び電話番号等)	TEL 03-3537-0790 FAX 03-3537-0791
法人設立年月日	平成 12 年 6 月 12 日

## 2 利用者に対しての事業を提供する事業所の概要

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	グッドライフケア 2 4
介護保険指定	1 2 0 0 5 0 0 1 5 2
事業者番号	1 3 9 0 5 0 0 1 5 3
事業所所在地	〒112-0002 東京都文京区小石川 2-19-1 林田ビル 1 階
連絡先	03-5844-6093
相談担当者名	相談担当者 岸 康子
事業所の通常の	市立初小立区人民
事業の実施地域	東京都文京区全域

# (2) 委託事業所の所在地等

## 委託事業所 有・無

(3) 事業の目的及び運営の方針

	要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、利用者が可能な
事業の目的	限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで
	きるよう定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、
	食事等の介護、日常生活の緊急時の対応その他、安心してその在宅生活を送るため
	の、適正な事業(以下「サービス」という。)を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、
	計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、
	利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心して
	その居宅において生活を送ることができるようにします。

② サービスの実施にあたっては、保健所、区市町村及び医療機関などの関係機関
ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ると共に、提供する定期
巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を
受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
③ 質の良いサービスを提供するための事業所の従業者(オペレーターを含む)の
研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

# (4) 営業日及び営業時間

営業日	365日(通年無休)
サービス提供時間	2 4 時間

# (5) 事業所の職員体制

|--|

職種	職務内容	人員数
400 1至	① 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。	八貝奴
管理者	② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
計画作成責任者	① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、決定することができます。 ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の利用者等への説明を行い、同意を得ます。利用者へ定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を交付します。	1名以上
オペレーター	<ul><li>① 提供時間帯を通じて、1以上配置します。</li><li>② 1人は、常勤の社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員及びサービス提供責任者3年以上経験者です。</li></ul>	提供時間を通じ て1名以上
訪問介護員	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供します。 ② サービス提供後、利用者の心身の状況等について、オペレーターに報告を行います。 ③ オペレーターから、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 ④ 計画作成責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	必要な数以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

- 3 サービスの内容及び費用について
- (1)サービスの内容について

提供するサービス	サービスの内容
① 定期巡回サービス	訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容を基に相談援助又は訪問介護員の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
(S. Blank-LHH )	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員が利
③ 随時訪問サービス	用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

- (2) サービスを利用するための通信機器
- ① 事業所より、利用者にあらかじめ登録された通信端末・みまもりケータイ SoftBank (以下、「ケアコール機」といいます)を無償で、貸与いたします。
- ② 利用者は、ケアコール機のボタンを押して通報し、オペレーションセンターにて、オペレーターが 24 時間コールの対応をいたします。
- ③ オペレーターは、利用者からの通報を受けた際、お話を傾聴し、必要に応じてご家族・主治医・訪問看護ステーション等事前に登録した指定先に連絡、または訪問介護員の派遣要請を行います。
- ④ 事業所が貸与したケアコール機について、利用者の責めに帰すべき事由により損害を及ぼした場合は、 事業所に対してその損害を賠償いただきます(実費 1 台 30,000 円)。ただし、利用者が通常のケアコール機の 使用に起因する損害の場合は、該当いたしません。
- (3) サービスを利用するための利用者宅への入室方法

オペレーターが派遣要請をした訪問介護員等は、利用者宅を訪問し、あらかじめ取り決めてある方法にて入 室します。鍵をお預かりできない場合は、入室経路をあらかじめお伺いいたします。

(4) 天災地変等の時の対応

地震・洪水等の天災、電話回線の容量超過、断線、停電、電池切れ、その他電波が伝わらない状況等による 通信不可、交通手段不可、その他事業所の責めに帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、事業所は利用者に対して、随時対応サービスを提供すべき義務を負いません。また、上記事由による利用者が被った損害に対し、その損害を賠償しません。

(5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為
- ② 利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (6) 本サービスの利用料について

別紙【料金表】の通りとなります。

- 4 委託事業所のサービスの内容について
- 4-1委託事業所(訪問介護):
- 季託内容:
- ② 委託介護サービス提供時間:
- ③ 土日祝祭日対応の有無:
- 4-2委託事業所(訪問看護):
- ① 委託内容:
- ② 委託看護サービス提供時間
- ③ 土日祝祭日対応の有無:

## ◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1)次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
- ①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等) ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員等が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

草むしり ・ 花木の水やり ・ 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2)保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター 又は区市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、文京区が実施する介護サービス事業、配食サービス等 の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアな どの活用のための助言を行います。
- (3)上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者等に連絡し、居宅介護サービス計画等の変更の援助を行います。

## 5 その他の費用について

項目	内容
通話料等	ケアコール機 (ソフトバンクみまもりケータイ) は、無料
<b>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ </b>	で貸与いたしますが、1分間44円の通話料が発生します。
交通費	買物・通院など援助・介助の際に発生する交通費を請求し
<b>文</b> 迪复	ます。

本サービス提供に当たり必要となる利 用者の居宅で使用する電気、ガス、水道 の費用、日常生活上必要な物品を購入 した場合の費用

利用者(お客様)の別途負担となります。

6 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

	ア 利用料、その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ご
	との合計金額により請求いたします。
① 利用料、その他の費用の	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日頃まで
請求方法等	に利用者あてにお届け(郵送)します。
	ウ 委託事業者に委託している場合も、利用者負担額につきましては、
	事業所が請求いたします。
	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと
	内容を照合のうえ、請求月の月末までに、利用者指定口座からの自動振
② 利用料、その他の費用の	替によりお支払い下さい。
支払い方法等	イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保
	管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要とな
	ることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、請求書到達月の翌月1日を起算日として2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。また、納付期限を越えた場合は、お支払いがあった日まで、延滞料として年14.6%の利息を付加する場合があります。

7 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護 員等の変更を希望される場合は、右記の相 談担当者までご相談ください。

- ア 相談担当者氏名 岸 康子
- イ 連絡先電話番号 03-5844-6093
- ウ 受付日及び受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで

※担当する訪問介護員等は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、特定の職員をサービスに充てるなどのご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供にあたって、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」の内容に沿って、利用者及び家族の意向を踏まえて、計画作成責任者が「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」を作成します。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に記載が無いサービスは行いません。なお、作成した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- (3) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (5) 利用者に重大な虚偽の申告がある場合や、事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合は、サービス提供をお断りいたします。
- 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者をおいています。

## 虐待防止に関する責任者

岸 康子

- (2) 虐待防止のための委員会を開催しています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に従業者による虐待あるいは以下①~④のハラスメント行為を受けた場合は、上記の虐待防止に関する責任者あるいは本文第23項記載の苦情受付窓口へご連絡ください。また、本件をもって事業所との契約を解除することができます。
  - ① 生い立ち、生業(なりわい)、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
  - ② 大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力をふるう行為。
  - ③ 許可なく容姿を撮影し、インターネットに公開する行為。
  - ④ その他、利用者及び家族等に対する社会通念を逸脱したいやがらせ行為。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- 10 訪問介護員等及び従業者に対する利用者及び家族等の禁止事項について
- (1) 事業者は、訪問介護員等及び従業者に対する以下の各号のハラスメント行為やサービス提供妨害行為があった場合は、利用者及び家族等に対して再発防止を求め、あるいは利用者に疾患等の進行による影響があれば、専門医師の受診を求めます。そのうえで、合理的な理由もなく、事業者からの再三の要請にも関わらず実行できない場合は、契約書記載の手続きをもってサービス提供契約を解除いたします。
  - ① 生い立ち、生業(なりわい)、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
  - ② 大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力、行動奪う捕縛や監禁をする行為。
  - ③ 不必要な体触・接吻・抱擁・性行為の強用、卑猥な映像視聴の強用や言動などの性的な迷惑行為。
  - ④ 容姿の撮影の強用、盗撮などの肖像権を侵害し、あるいは承諾なくインターネットに公開する行為。
  - ⑤ 訪問介護員等に対する契約外のサービスを強用する行為。
  - ⑥ 訪問介護員等や事業所の従業者に対する同一内容での長時間の電話拘束や、執拗に架電する行為
- ⑦ その他、訪問介護員等や事業所の従業者に対する、社会通念を著しく逸脱し円滑な業務遂行を妨害する行為、または合理的な理由もなく自らの意に沿わないことを理由に従うよう脅迫する行為。
- (2) 事業者は、利用者に対して従業員の安全を確保できるよう、以下の各号の対策をお願いします。
- ① 愛玩動物(イヌ、ネコ、ウサギ、小鳥など)は、飼い主には従順でも見知らぬ者に対しては、吠えたり暴れたり咬むことがあるため、サービス提供中は別室もしくはケージ等へ入れて、訪問介護員等及び従業者に接触させないでください。

- ② 故障している調理機器、冷暖房機器、充電器等は感電や火傷のおそれがあるので、事前に専門業者へ修理依頼して、安全に利用できる状態にしてください。
  - ③ その他、社会一般的に危険と考えられる行為はお断りします。

## 11 秘密の保持と個人情報の保護について

	NIX ( )
① 利用者及びその家族等に関する秘密の保持について	ア 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業所及び事業所の使用する者(以下「従業者」という。)は、本サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族等の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族等の個人情報を用いません。 イ 事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料(1枚5円)などが必要な場合は利用者の負担となります。) エ その他、事業所が取り扱える個人情報は、別途「個人情報使用同意書」で同意いただいた範囲とします。

## 12 緊急時の対応方法について

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 従業者がサービス提供のために利用者を訪問した時に、以下の各号の場合において、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合(予見される場合を含む)は、利用者等へ承諾を得ることなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。

この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者等に報告します。ただし、従業者自身の安全を優先します。

- ① 居宅内もしくは居室内から応答が無く、安否確認が必要な場合
- ② 居宅内もしくは居室内から救助を求める声があった場合

- ③ 利用者宅または近隣で火災・水没が発生している場合
- ④ その他、人命にかかわる事態が発生している、もしくは予見される場合。

#### 13 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により利用者等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合及び事業所に故意または過失がない場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 賠償責任保険(福祉事業者用)

(3) 損害賠償にあたっては、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。また、経年劣化や耐用年数を「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国土交通省住宅局)」「耐用年数表(国税庁)」を参考に査定する場合もあります。

#### 14 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

- (1) 初回訪問時及び利用者または利用者の家族等から求めがあったとき。
- (2) 利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関か求めがあったとき。

#### 15 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 16 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

## 17 サービス提供の記録

- (1) サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス終了の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### 18 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回 以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 19 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 20 サービスの終了について

契約書第16条記載のとおり、次の各号のいずれかに該当する場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合には、当然にサービスは終了します。詳細内容及び手続きは本契約書の記載に拠ります。

- ① 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合
  - i 利用者が死亡したとき
  - ii 主治医により定期巡回・随時対応型訪問介護看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
  - iii 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
  - iv 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
  - v 利用者が要介護の認定を受けられないとき
  - vi 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合
- ② 「サービス利用契約書」第3条第2項の規定による更新拒絶(契約終了)の申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合
- ③ 利用者等が本契約第17条により本契約を解除したとき、または事業者が同第18条により本契約を解除したとき

#### 21 金銭管理について

- (1) 金銭管理は原則として利用者や利用者の家族等が行うべきものですので、訪問介護員等がサービス提供で入室する際は、現金やクレジットカード、換金性のあるポイントカードや貴金属等は利用者や利用者の家族等の責任において、訪問介護員等の目に触れない保管場所へ確実に収納しておいてください。また、金銭保管場所情報は、特別な事情が無い限り、訪問介護員等に開示しないでください。
- (2) 買物援助時の現金の預かり等やむを得ない場合には、次の点に留意し、訪問介護員等による金銭管理を行います。
  - 小額である。
  - ② 買物リストに相当すると思われる妥当な金額のみを預かる。
  - ③ 買物援助用の財布又は袋に入れる。訪問介護員等自身の財布とは一緒にしない。
- ④ 買物援助後、購入した物とおつり及び領収証(レシート)を必ず利用者または利用者の家族等と共に確認してから返却する。
- ⑤ 訪問介護記録又は金銭預かり記録簿に「預り金額」「使用金額」「おつり」を明確に記録し、利用者も しくは利用者の家族等に確認の捺印を必ず得る。

## 22 キーパーソンの役割

- (1) 本契約においてキーパーソンを家族代表者または代理人に担っていただきます。利用者及び家族でよく話し合って選任してください。
- (2) キーパーソンの役割は主に以下のとおりです。
  - ① 介護サービス事業者が提供するサービスについて、利用者に助言すること。
  - ② 利用者の意を汲んで、利用者に代わって介護サービス事業者との契約を行うこと
  - ③ 利用者の介護サービスについて、利用者及び家族などの意見をとりまとめ役になること
  - ④ ケアマネジャーや医療機関等の関係者からの連絡窓口となり、利用者や家族間の情報共有を行うこと
  - ⑤ 利用者に事故がある場合、救急搬送や緊急手術、入院など、緊急事態の判断や決定をすること
  - ⑥ 利用者の債務について連帯保証人となること
- (3) 連帯保証人は家族代表者または代理人が担っていただきますが、やむを得ない場合は別に選任することができます。
- (4) 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、遅滞なく事業所へお届けください。

## 23 サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。 苦情申立の窓口は下記【苦情申し立て窓口】のとおりです。

## 【苦情申し立て窓口】

グッドライフケア24	所 在 地 文京区小石川 2-19-1 林田ビル 1 階
	電話番号 03-5844-6093
担当:岸 康子	受付時間 月~金 午前9時~午後6時
<b>立立区</b> 犯託	所 在 地 文京区春日 1-16-21
文京区役所	電話番号 03-5803-1383
福祉部介護保険課	受付時間 平日 午前8時30分~午後5時
介護保険相談係	※土日祝日 年末年始を除く
東京都国民健康保険 団体連合会 介護相談窓口	所 在 地 千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号 03-6238-0177 (専用)
	受付時間 月~金 午前9時~午後5時
	※土日祝日 年末年始(12/29~1/3)を除く

# 24 委託事業所について

# 委託事業所

事業所名称	
介護保険指定	
事業所番号	
事業所所在地	
連絡先	
相談担当者名	
事業所名称	
介護保険指定	
事業所番号	
事業所所在地	
連絡先	
相談担当者名	
24 特記事項	
-	

上記内容について、利用者に説明を行い、交付しました。

この重要事項説明書の説明年月日	
-----------------	--

事業者	所在地	〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5
	法人名	株式会社 グッドライフケア東京
	代表者名	代表取締役 珍田 純子
	事業所名	〒112-0002 東京都文京区小石川 2-19-1 林田ビル 1 階
		グッドライフケア24

Ĺ	以上の内容の説明	]を事業所から	受け、同意しました。
4ú m →	<b>Σ</b> ΙΙ ΕΠ <b>ΞΧ</b>	住 所	
	利用者	氏 名	
家族代表者	住 所		
	氏 名		
		続柄	
		住 所	
代理人	氏 名		
		利用者との	
		関係	
ı			,
	住 所		
	連帯保証人	氏 名	
		利用者との	
	関係		

# 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護 利用契約書

\_\_\_\_\_\_(以下「利用者」という。)とグッドライフケア 2 4 (以下「事業所」という。)は、事業所が利用者に対して提供する連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「事業」という。)について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

# 第1条(目的)

事業所は、利用者に対し、介護保険法令等の関係法令及び本契約に従い、利用者がその居宅において、日中・夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と随時の対応を訪問介護員・看護職員が密接に連携しながら、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるような事業(以下「サービス」という。)を提供します。

- 2 利用者は、事業所に対し、そのサービスの対価を支払うものとします
- 3 利用者及び事業所は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければなりません。

#### 第2条(家族代表者・代理人・連帯保証人)

- 1 本契約の円滑な履行のため、利用者の意思を確認してサポートし、利用者に事故ある場合の緊急時対応、利用者の債務の連帯保証などを担うキーパーソンとして、利用者の身近にいる配偶者または子(直系卑属を含む)、父母または兄弟姉妹(以下「家族」という。)の中から予め家族代表者を選任していただきます。役割の詳細は「重要事項説明書」に記載します。
- 2 利用者の家族がいない、あるいは遠隔地に居る等の理由で家族代表者を選任できない場合は、利用者の日常の世話をしている者等の中から、キーパーソンとして家族代表者と同等の権利・義務を有する代理人を選任していただきます。なお、家族代表者を選任と別に契約事務を担うだけの代理人を別に選任することができます。
- 3 家族代表者または代理人(以下総称して「家族等」という。)が債務の連帯責任を負えない場合は、利用者は債務の連帯責任を負う連帯保証人を選任し、事業所に届けなければなりません。ただし、事業所が連帯保証人を求めない場合は不要とします。
- 4 本契約における連帯保証の極度額は20万円とします。ただし、自費によるサービスを受ける場合は、 別途これを定めます。
- 5 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、速やかに事業所に届出るものとします。

#### 第3条(委託事業者との契約)

サービスは、地域密着型サービスで、地域の他事業者と協力・連携をしてサービスにあたるため、利用者に日頃訪問している介護事業所や訪問看護事業所とあらかじめサービス時間とサービスの内容について取り決めて委託契約を取り交わし、委託先(以下「委託事業者」という。)がサービスにあたる場合があります。なお、委託契約の具体的な内容は「重要事項説明書」に明記します。

#### 第4条(契約期間)

本契約の契約期間は、\_\_\_\_\_を開始日とし、利用者の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日前に、利用者が要介護等状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定有効期間

の満了日が更新された場合には、変更後の要介護等認定有効期間の満了日まで契約期間を自動更新するもの とし、以後もこの例に拠ります。

#### 第5条(サービスの内容)

事業所及び委託事業所(以下両者を総称して「事業所等」という。)は、サービスの内容として、訪問介護員を利用者の居宅に派遣し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って、次のサービスを行います。

- (1) 定期巡回サービス:訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話。
- (2)随時対応サービス:あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者またはその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助または訪問介護員若しくは看護師等による対応の要否を判断するサービス。
- (3) 随時訪問サービス: 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話。
- (4) 訪問看護サービス: 訪問看護ステーションと連携をして、看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話または必要な診療の補助。
- 2 サービスの具体的な内容は、「重要事項説明書」にて定めます。また、サービスの利用にあたり特記事項がある場合は、「重要事項説明書」の特記事項に記載します。

#### 第6条(サービス提供における基本方針)

事業所等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報によりその居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅に於いて生活を送ることができるようにすることを基本方針とします。

- 2 事業所等は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 3 事業所等は、懇切丁寧にサービスを提供し、利用者及び家族等に対し、サービスの提供方法について解 りやすく説明します。

## 第7条(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成・変更)

事業所の計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時 訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等 を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。

- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画 (ケアプラン) が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとします。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定します。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、保健師、看護師または准看護師が利用者の居宅を定期的に 訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成します。
- 4 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。
- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を変更する必要がある場合
- ② 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の 範囲内で可能な場合

5 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しまたは変更した際には、これを利用者及び その後見人または代理人または家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

#### 第8条(人員基準)

事業所は、サービスを利用者に提供するに当たり、下記の人員を適正に配置します。

- (1) オペレーター:提供時間を通して1以上、1人は、常勤の社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員、または3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有するものとします。
- (2) 定期巡回サービス:必要数
- (3) 随時訪問サービス:提供時間を通して1以上
- (4) 管理者: 専従かつ常勤(利用者の処遇に支障がない場合は、兼務が可能)

## 第9条(協力義務)

利用者及び家族等は、事業所等が利用者のため定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

#### 第10条(サービスの提供の記録及び保存)

事業所等は、サービスの実施ごとに、その内容等を所定の書面に記入し、サービス終了時に利用者の確認 を受けることとします。

2 事業所等は、サービスの提供の記録を、サービス完結後5年間保存し、利用者及び家族等の求めに応じていつでも閲覧させ、または複写物を交付します。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### 第11条(身分証携行義務)

事業所等の訪問介護員等及び事業者が使用する者(以下「従業員」という。)は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。なお、利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関から掲示を求められた場合も同様とします。

#### 第12条(居宅等への立ち入り)

利用者及び家族等は、従業者が以下各号のために、利用者の土地および建物または占有敷地に立ち入ることを承諾するものとします。この場合、事業所は利用者と予め定めた立ち入り範囲および方法を遵守します。

- ①サービスを実施する場合
- ②担当者会議等の打ち合わせ会議を実施する場合
- ③その他、前①・②項に関連して必要な場合

## 第13条 (緊急時の対応)

事業所等はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医 と連絡を取る等必要な措置を講じます。

2 従業者がサービス提供のために利用者を訪問した時に、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合(予見される場合を含む)は、前条によらず家族等へ連絡することなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者及び家族等に報告します。

## 第14条(秘密保持)

事業所等及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。また、事業所等は、その従業者が退職後も、在職中に知り得た利用者または家族等の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

- 2 事業所等は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報 を提供できるものとします。
- 3 事業所は、前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または家族等の個人情報を用いることができ、匿名化を施したうえで学術資料や第三者に情報漏洩しないよう措置を講じた生成 AI にも利用できるものとします。
- 4 本条1項の規定にかかわらず、事業所等は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業所等は秘密保持義務違反の責任 を負わないものとします。

## 第15条(利用料等)

利用者は、サービスの対価として事業所に対し「重要事項説明書」及び「料金表」に記載された利用料及 びその他の費用(以下「利用料等」という)を支払います。なお、利用者が、委託事業者によるサービスを受 けている場合、原則として利用料は委託事業者に支払います。

- 2 利用料等のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料等が適用されます。また、事業所が利用料等の額を変更しようとする場合は、1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。これらの場合、事業所は利用者または家族等に利用料変更を説明します。なお、利用者または家族等は、それに同意できない場合には、本契約を解約することができます。
- 3 事業所は、当月の料金合計額が記載された請求書を、翌月20日頃までに利用者に送付するものとします。
- 4 利用者は、当月の料金合計額を請求書到達後毎月月末日までに、原則、銀行口座引落の方法で支払うものとします。利用者の都合で、銀行振込の方法を選択した場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。
- 5 利用者は、居宅において事業所従業者がサービスを提供するために使用した水道、ガス、電気、電話等 の費用を負担するものとします。
- 6 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行するものとします。また、償還払いとなった場合には、利用者に対してサービス提供証明書を発行するものとします。
- 7 料金の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。なお、納付期限を越えた場合は年14.6%の延滞料金を付加する場合があります。
- 8 事業所は、利用料等の額を変更しようとする場合は、1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

#### 第16条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

- ① 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。
  - i 利用者が死亡したとき

- ii 主治医により定期巡回・随時対応型訪問介護看護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
- iii 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- iv 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- v 利用者が要介護等認定を受けられないとき
- vi 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合
- ② 第4条の規定による更新を拒絶(契約終了)する申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合
- ③ 利用者が第17条により本契約を解除したとき、または事業所が第18条により本契約を解除したとき

## 第17条 (利用者の解約・解除権)

利用者は、事業所に対し、契約終了希望日の7営業日前までに口頭または書面にて予告の通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できます。
- ① 事業所が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを 提供しない場合
- ② 事業所等が、本契約第14条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所等が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つける虐待行為およびハラスメント行為、または財産を侵害する行為、著しい背信行為などにより、本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合
- ④ 事業所が行政処分を受けサービスの提供が行えない、あるいは破産した場合

## 第18条 (事業所の解除権)

事業所は、利用者または家族等が次の各号のいずれかに該当する場合には、文書もしくは電子メールにより、その履行を催告のうえ、利用者の居宅に到着後7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを 告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者または家族等が、従業者に対してハラスメント行為を行う、あるいは合理的な理由もなく必要な 書類の提出または認印を拒む、従業者の居宅や居室への立ち入りを拒絶する、愛玩動物等による従業者への 攻撃や威嚇を放置するなどのサービスの提供を阻害する行為をなし、事業所による再三の申し入れにもかか わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族等が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 事業所に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合には事業者は1か月以上の猶予期間を設けます。

#### 第19条(損害賠償)

事業所等は、サービスの提供にあたって、利用者または家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業所は不測の事態に備え、損害賠償保険に加入します。そのうえで、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。

- 2 前項において、事故により利用者または家族等の生命、身体または財産に損害が発生した場合は、事業所等は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意または過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者または家族等に故意または重過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。
- 4 利用者または家族等の故意または重過失により、事業所等またはそれらの従業員の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、事業所等は損害賠償を請求する場合があります。

## 第20条(相談・苦情対応)

利用者または家族等は、サービスに苦情・相談がある場合は、いつでも「重要事項説明書」記載のご利用者相談室に苦情を申し立てる事ができます。

2 事業所等は、利用者に提供したサービスについて、利用者または家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

## 第21条(協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに従い、利用者と事業所双方が 誠意を持って協議のうえ定めるものとします。なお、本契約においては日本語にて解釈かつ締結されるもの とします。

## 第22条(合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所(委託事業所を含む)は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約が成立したことを証するために、本契約書(電子版を含む)を作成し、署名をおこないます。 なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日
-------

利用者	住 所	
	氏 名	
家族代表者	住 所	
	氏 名	
	続柄	
代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者と の関係	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

事	所 在 地	〒104-0033 東京都中央区新川 1-23-5
業	法人名	株式会社 グッドライフケア東京
者	代表者名	代表取締役 珍田 純子

事業所

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-19-1 林田ビル1階 グッドライフケア24 (定期巡回)

# 個人情報使用同意書

私及び私の家族等の個人情報の利用について、サービス契約書秘密保持条項に基づき下記の範囲内で使用することに同意します。

記

#### 1 使用目的

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援専門員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業者及び看護師等との間で開催されるサービス担当者会議や医療・介護連携推進会議等において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員、サービス事業所又は看護師との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に訪問介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 生成AIサービスを利用したプラン作成や書類作成に資する場合。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供による利用者の効果を測定し、効果的なサービス提供の研究または開発に資する場合。

#### 2 個人情報を提供する事業所

- (1) 株式会社グッドライフケア東京本社及び同社の関係会社
- (2) 地方自治体の介護保険担当部署、及び法令に基づき開示を要請する官公庁
- (3) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
- (4) 居宅サービス計画に掲載されている医療・福祉サービス事業者
- (5) 病院、診療所 (緊急で診療・治療が必要になった場合)

#### 3 使用する期間

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を受けている期間、及びサービスの提供終了後の本社規 定に準じた文書等の保存期間

## 4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- (3) 上記1(4)は生成AIサービスを通じて第三者に情報漏洩しないよう措置を講じる。
- (4) 上記1(5)の目的で2の範囲を越えて学会等で研究発表等を行う場合は、個人が特定できないよう処置を施した加工データを用いる。なお、本項の使途同意は任意であり、いつでも拒否することができ、同意しない場合であっても、サービス提供に不利益が生じることは一切ありません。

同意日	
事業所の名称	你 グッドライフケア24 (法人名 株式会社 グッドライフケア東京)
利用者	住所
	氏名
家族代表者	住所
	氏名
	続柄
代理人	住所
	氏名
利用者との	D関係